事　務　連　絡
令和7年9月29日

事業者　　各位

羽生市経済環境部環境課長

事業系一般廃棄物処理手数料の改定について（お知らせ）

日頃より、本市の廃棄物行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事業系一般廃棄物のごみ処理手数料につきましては、長年据え置いておりましたが、更なるごみの減量を推進するとともに、受益者負担の適正化を図るため、下記のとおり改定いたします。

事業者の皆様におかれましてはご了承を賜りますとともに、より一層のごみ減量化及びリサイクルの推進にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1　改定時期　　令和8年4月1日

2　事業活動に伴って生じる一般廃棄物処理手数料

現　行		改定後
120円／10kg	→	**150円／10kg**

【お問い合わせ先】
羽生市経済環境部環境課
TEL：048-561-1121（代表）

事業系一般廃棄物処理手数料の改定について

○事業系一般廃棄物処理手数料の金額が変わります

令和8年（2026年）4月1日から、条例で定める事業系一般廃棄物の処理手数料の金額が引き上げとなります。

羽生市の許可を得ている事業者（許可事業者）に処理を委託されている場合、現行の契約内容に変更が生じる可能性がございますので、許可事業者あてに契約内容の確認をお願いします。

○変更日と金額

事業系ごみの減量及びリサイクルを推進し、受益者負担の適正化を図るため、令和7年9月定例市議会において、「羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、次のとおり改定することになりました。

変更日	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
事業系一般廃棄物処理手数料	10kgあたり 120円 →	10kgあたり 150円

※なお、産業廃棄物は含まれません。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
羽生市経済環境部環境課
048－561－1121（代表）
048－561－6380
kankyou@city.hanyu.lg.jp
ホームページ：https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2025082500062/